

ニトリパブリック 手配旅行条件書

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- この旅行は、株式会社ニトリパブリック（北海道札幌市北区新琴似7条1丁目2-39、観光庁長官登録旅行業第1952号 以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をするなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその取受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店（営業箇所）の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただけます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行の申込み

- 当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けます。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているものとみなします。
- 当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

4. 通信契約により旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- 通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到達した時に成立します。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

5. お申込み条件

- お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が当社に対して暴力を要する行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

7. 契約書面のお渡し

- 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

8. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

9. 旅行契約の解除

- お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約の解除はお申し出いただいた営業所の営業時間内にお申し出ください。お申し出いただいた営業所の営業日、営業時間は、お客様自身でもご確認ください。

- お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - 当社所定の旅行業務取扱料金としての手数料金・取消手数料金
- お客様の責に帰すべき事由による解除
①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただきます。②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。③お客様が第5項(3)①から③のいずれかに該当することが判明したとき、①、②、③の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手数料金・取消手数料金
 - 当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 団体・グループ契約

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取扱います。

- 当社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様（以下、「構成員」といいます。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているときとみなし、当該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間でを行います。
- 契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出し、また人数を当社に通知していただきます。また、契約責任者は、名簿の提出の際には、当社の個人情報のお取扱規定に従い、構成員に対し、構成員の個人情報提供の内容と目的および提供先について通知し、了承を得ていただきます。
- 当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務または義務についてはなんらの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、予め契約責任者が選出した当該旅行の構成員を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、その場合にはその旨を記載した書面を交付します。その場合、旅行契約は当社が書面を交付したときに成立します。

11. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます）をいいます。
- 航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等）、付加運賃（燃油サーチャージ等）と空港諸税（空港施設使用料、通行税等）、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険料は運賃本体と別途にご請求させていただきます。
- 旅行代金は請求書に記載した期日までに支払っていただきます。旅行代金の支払期日は航空券の種類によって異なります。またピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により急遽発券依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まります。

12. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- 航空券発券時に徴収となります空港諸税、航空保険料、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただけます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金いたしません。
- 本項(2)の規定にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、本項(2)で確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。
- 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申受けます。

13. 旅行代金の変更

- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。
- お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

14. 旅行業務取扱料金

(1) 取扱料金

(イ) 国内旅行の場合

(消費税込)

運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の20%
宿泊・運送機関のみの手配	下限は各取扱料金の合算額とします。
観光その他サービスの手配	(下限5,400円)

(ロ) 海外旅行の場合

(消費税込)

航空券とホテル等の複合手配	
ホテル・レンタカーの予約	旅行費用総額の20%
現地交通機関（船舶・鉄道・バス等）	下限は各取扱料金の合算額とします。
入場券・現地観光その他サービスの予約	(下限5,400円)
国際航空券の予約	

(2) 変更手続料金

(イ) 国内旅行の場合

(消費税込)

宿泊・運送機関の予約変更	旅行費用総額の20% 下限は各取扱料金の合算額とします。 (下限5,400円)
--------------	---

(ロ) 海外旅行の場合

(消費税込)

ホテル・レンタカーの予約変更 (クーポンの切替、再発行も含む)	旅行費用総額の20% 下限は各取扱料金の合算額とします。 (下限5,400円)
船舶・鉄道・バス等交通機関の予約変更 (切替、再発行も含む)	
観光その他サービスの予約変更	
航空券の予約変更	

(3) 取消手続料金

(イ) 国内旅行の場合

(消費税込)

運送・宿泊機関及び観光施設等の 予約取消・払戻	旅行費用総額の20% 下限は各取扱料金の合算額とします。 (下限5,400円)
----------------------------	---

(ロ) 海外旅行の場合

(消費税込)

ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	旅行費用総額の20% 下限は各取扱料金の合算額とします。 (下限5,400円)
船舶・鉄道・バス等交通機関の予約 取消・払戻 (パス類を含む)	
観光その他サービスの予約取消・払戻	
航空券の予約取消	

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書(または見積書)において明示します。

15. 国内宿泊施設の取消料金

- 旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
- 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。

16. 海外航空券の変更・取消手続料金

発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けれます。

17. 添乗サービス

- 当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
- 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。
- 当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は下記に定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けれます。お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別紙旅行条件書(または見積書)に明示します。

(消費税込)

添乗サービス料金(搭乗員1名1日当たり)	国内旅行	32,400円
	海外旅行	64,800円

18. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

19. 当社の責任

- 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お客様一人当たり15万円(当社に故意又は重過失がある場合を除く)を限度とします。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

20. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けれます。
- お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。
- お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

21. お客様が発売までに実施する事項

(1) 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。また、渡航先国に予防接種証明書が必要とされる場合は、当該証明書をお持ちください。

(2) 衛生情報について

渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。

(3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

(4) 旅行傷害保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入することをお勧めします。旅行傷害保険については当社らの係員にお問い合わせください。

22. 個人情報保護に関する事項

個人情報保護方針

株式会社ニトリパブリックは、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

個人情報取扱について

- 個人情報の取得について
当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。
- 個人情報の利用について
当社は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。
当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査をおこなったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。
- 個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
- 個人情報の管理について
当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理致します。
当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。
- 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について
当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。

なお、当社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら、当社個人情報相談窓口当社総務経理部までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

【個人情報お問い合わせ窓口】

株式会社ニトリパブリック お客様相談窓口

【札幌本社】011-717-5020

平日9:30~18:30(土・日・祝日は休業)

【東京本社】03-3903-7070

平日9:30~18:30(土・日・祝日は休業)

23. 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

24. お申込みの氏名(スペル)の変更及び訂正について

お申込みの際および申込書への記入において氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スペル)を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

25. 海外危険情報について

ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来るかと判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)